組織犯罪対策

第１節　暴力団対策

第２節　薬物銃器対策

第３節　来日外国人犯罪対策

第４節　犯罪収益対策

第4章
CHAPTER 4

©INTERPOL

第1節 暴力団対策

暴力団は、繁華街や住宅街における拳銃を使用した凶悪な犯罪や、自らの意に沿わない事業者を対象とする、報復・見せしめ目的の襲撃等事件を敢行したり、組織の継承等をめぐって銃器を用いた対立抗争事件を引き起こしたりするなど、自己の目的を遂げるためには手段を選ばない凶悪性がみられ、依然として社会にとって大きな脅威となっている。

また、暴力団は覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等(注1)(以下「伝統的資金獲得犯罪」という。)に加え、近年では、特殊詐欺をはじめ、暴力団の威力を必ずしも必要としない詐欺を多数敢行するなど、多種多様な資金獲得活動を行っている。

警察では、社会経済情勢の変化にも留意しつつ、暴力団犯罪の取締り、暴力団対策法の効果的な運用及び暴力団排除活動を推進している。

1 暴力団情勢

(1) 暴力団構成員及び準構成員等(注2)の推移

暴力団構成員及び準構成員等の推移は、図表4－1のとおりであり、その総数は、平成17年(2005年)から減少している。

また、平成30年末現在、暴力団構成員及び準構成員等の総数のうち主要団体等(注3)の占める割合は約7割に及んでいる。このうち、六代目山口組については、平成27年8月の分裂以降、その暴力団構成員及び準構成員等の数が総数の半数弱を占めていた一極集中の状態から後退し、同年末から総数の3割程度で推移している。

図表4－1 暴力団構成員及び準構成員等の推移(平成21～30年)

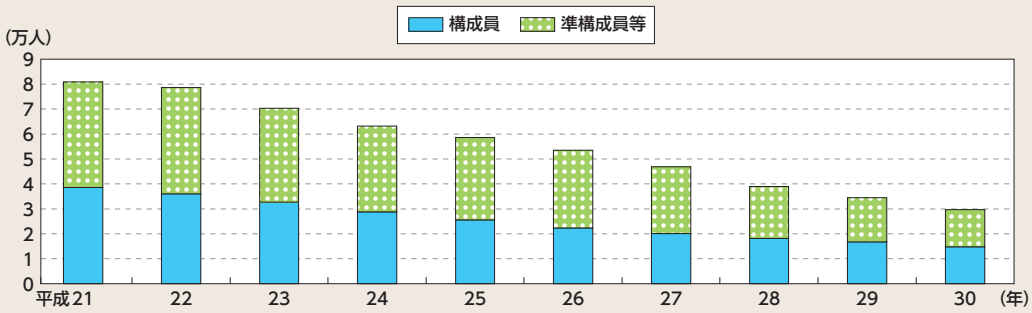

区分＼年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
総数(人)	80,900	78,600	70,300	63,200	58,600	53,500	46,900	39,100	34,500	30,500
構成員	38,600	36,000	32,700	28,800	25,600	22,300	20,100	18,100	16,800	15,600
準構成員等	42,300	42,600	37,600	34,400	33,000	31,200	26,800	20,900	17,700	14,900
主要団体等総数(人)	58,600	56,600	50,900	45,800	42,300	38,500	33,200	28,300	25,300	22,300
主要団体等の占める割合(%)	72.4	72.0	72.4	72.5	72.2	72.0	70.8	72.4	73.3	73.1

注1：数値は、各年末現在
2：総数が暴力団構成員及び準構成員等の数の合計と異なるのは、これらの数が概数であるためである。

(2) 暴力団の解散・壊滅

平成30年中に解散・壊滅した暴力団の数は106組織であり、これらに所属していた暴力団構成員の数は344人である。このうち主要団体等の傘下組織の数は75組織(70.8%)であり、これらに所属していた暴力団構成員の数は260人(75.6%)である。

注1：公営競技をめぐって施行者以外の第三者が行う勝馬投票等類似行為等の競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法違反
2：暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの
3：平成26年までは、六代目山口組、稲川会及び住吉会を「主要3団体」と、平成27年以降は、神戸山口組を含む4団体を「主要団体」と、平成30年以降は、任侠山口組を含む5団体を「主要団体等」という。

（３）暴力団の指定

令和元年（2019年）６月１日現在、暴力団対策法の規定に基づき24団体が指定暴力団として指定されている。平成30年中は、松葉会が９回目、三代目福博会が７回目の指定を受けたほか、同年３月に任侠山口組が、同年４月に関東関根組がそれぞれ新たに指定を受けた。また、平成31年４月には、神戸山口組が２回目の指定を受けた。

図表４－２　指定暴力団一覧表（24団体）

番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田　建市	1都1道2府39県	約4,400人
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	辛　炳圭	1都1道16県	約2,200人
3	住吉会	東京都港区赤坂6-4-21	関　功	1都1道1府15県	約2,800人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12	野村　悟	3県	約330人
5	旭琉會	沖縄県沖縄市上地2-14-17	富永　清	1県	約320人
6	七代目会津小鉄会（代表者金元）	京都府京都市左京区一乗寺塚本町21-4	金　元	1府	約40人
7	六代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	荒瀬　進	1県	約140人
8	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金　教煥	3県	約70人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-24	平岡　喜榮	1県	約60人
10	五代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	中岡　豊	2県	約70人
11	道仁会	福岡県久留米市京町247-6	小林　哲治	4県	約480人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良　博文	1県	約40人
13	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	椎塚　宣	2県	約140人
14	三代目俠道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊　望	5県	約80人
15	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高　博	1県	約90人
16	九代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	吉村　三男	1府	約30人
17	極東会	東京都豊島区西池袋1-29-5	曺　圭化	1都12県	約520人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本　博司	1府	約130人
19	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	荻野　義朗	1都7県	約420人
20	三代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金　寅純	3県	約110人
21	浪川会	福岡県大牟田市上官町2-4-2	朴　政浩	1都5県	約210人
22	神戸山口組	兵庫県神戸市中央区二宮町3-10-7	井上　邦雄	1都1道2府28県	約1,700人
23	任侠山口組	兵庫県尼崎市戸ノ内町3-32-6	金　禎紀	1都1道2府11県	約400人
24	関東関根組	茨城県土浦市桜町4-10-13	大塚　逸男	1都1道3県	約130人

注１：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」は、平成30年末現在のものを示している。ただし、七代目会津小鉄会（代表者金元）の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」については、平成31年４月19日現在のものを、六代目共政会の「名称」及び「代表する者」については、同月15日現在のものを示している。
２：平成30年末における全暴力団構成員数（約１万5,600人）に占める指定暴力団構成員数（約１万5,000人）の比率は96.2％である。

memo　準暴力団等に関する実態解明及び取締りの強化

近年、暴走族の元構成員等を中心とする集団に属する者が、繁華街・歓楽街等において、集団的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を敢行している例がみられるほか、特殊詐欺や組織窃盗等の違法な資金獲得活動を活発化させている。こうした集団は、暴力団と同程度の明確な組織性は有しないが、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれるものも存在する。警察では、こうした集団を準暴力団と定義し、準暴力団及びこれに準ずる集団について、部門・所属の垣根を越えた実態解明の徹底に加え、あらゆる法令を駆使した取締りの強化に努めている。

CASE

チャイニーズドラゴンの関係者の男（34）らは、平成29年12月、７回にわたり、航空貨物に金地金を隠匿して香港から密輸入しようとするなどした。平成30年９月までに、同男ら９人を関税法違反（無許可輸入未遂）等で逮捕した（警視庁）。

2　暴力団犯罪の取締り

（1）検挙状況

暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者（以下「暴力団構成員等」という。）の検挙人員は、図表４－３のとおりであり、近年減少傾向にある。暴力団構成員等の総検挙人員のうち、伝統的資金獲得犯罪の検挙人員が占める割合は３割程度で推移しており、これらが有力な資金源となっているといえる。他方、検挙人員の罪種別割合をみると、図表４－４のとおりであり、平成21年と比較すると、暴力団の威力を必ずしも必要としない詐欺の検挙人員が占める割合が増加しており、暴力団が資金獲得活動を変化させている状況もうかがわれる。

図表４－３　暴力団構成員等の検挙人員（伝統的資金獲得犯罪）の推移（平成21～30年）

区分＼年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
暴力団構成員等の総検挙人員（人）	26,503	25,686	26,269	24,139	22,861	22,495	21,643	20,050	17,737	16,881
伝統的資金獲得犯罪の検挙人員（人）	8,921	8,742	8,680	8,209	7,478	7,479	7,202	6,269	5,795	5,641
覚せい剤取締法違反	6,153	6,283	6,513	6,285	6,045	5,966	5,618	5,003	4,693	4,569
恐喝	1,800	1,684	1,559	1,334	1,084	1,084	1,042	830	803	772
賭博	789	652	405	511	294	366	515	423	289	292
ノミ行為等	179	123	203	79	55	63	27	13	10	8
暴力団構成員等の総検挙人員に占める伝統的資金獲得犯罪の検挙人員の構成比（%）	33.7	34.0	33.0	34.0	32.7	33.2	33.3	31.3	32.7	33.4

図表４－４　暴力団構成員等の検挙人員の罪種別割合（平成21年及び30年）

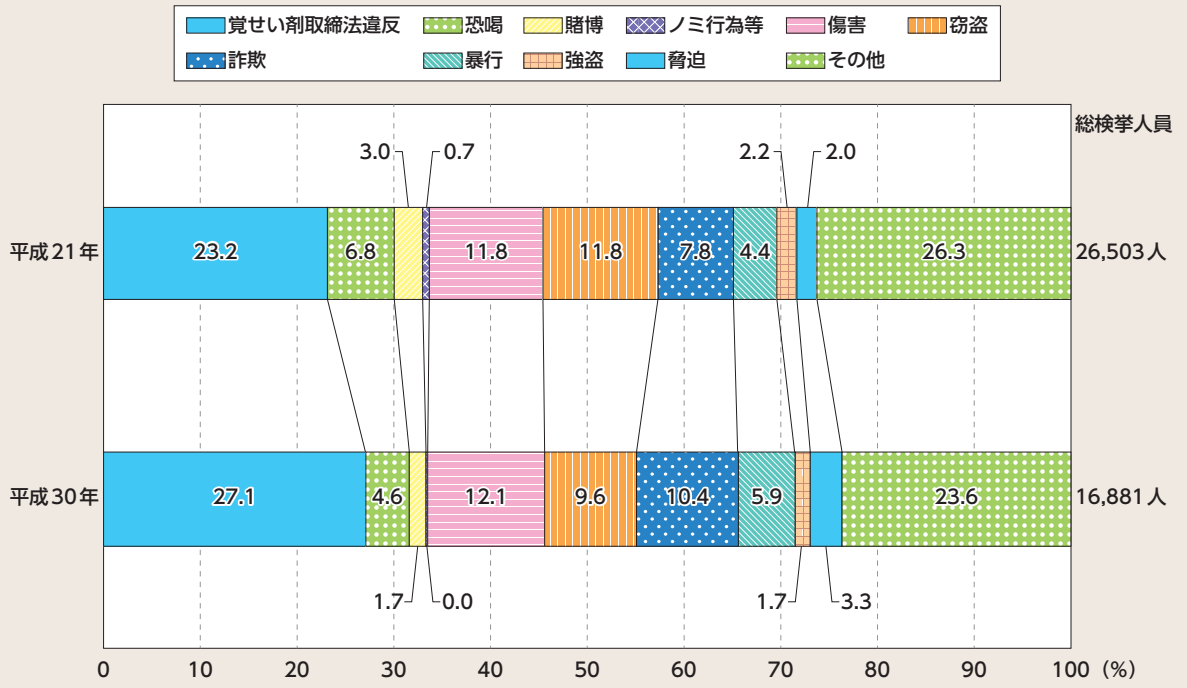

（２）暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件(注１)

近年の暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件、対立抗争事件等の発生状況は、図表４－５のとおりである。これらの事件の中には、銃器が使用されたものもあり、市民生活に対する大きな脅威となるものであることから、警察においては、重点的な取締りを推進している。

図表４－５　暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件の発生件数等の推移（平成26～30年）(注１)

区分		年次 26	27	28	29	30
暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件	発生件数（件）	8	1	3	2	1
	うち銃器使用	4	1	1	0	0
	うち手りゅう弾使用	0	0	0	0	0
	死者数（人）	0	0	0	0	0
	負傷者数（人）	4	0	0	0	0
対立抗争事件(注２)	認定数（件）	0	0	1	0	0
	発生件数（件）	18	0	42	9	8
	うち銃器使用	9	0	6	1	1
	死者数（人）	0	0	4	1	0
	負傷者数（人）	3	0	15	4	9
暴力団等によるとみられる銃器発砲事件(注３)	発砲事件数（件）	19	8	17	13	4
	死者数（人）	0	1	2	2	0
	負傷者数（人）	3	3	1	4	1

注１：数値は、いずれも令和元年５月末現在のもの
２：対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを「認定数」１件とし、これに起因するとみられる不法行為の合計を「発生件数」としている。
３：銃砲（「けん銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃」（銃刀法第２条第１項））を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の損害が発生したもの及びそのおそれがあったものをいう（過失及び自殺を除く。）。

CASE

工藤會傘下組織の幹部の男(46)らは、平成20年９月、殺意をもって、自動車に乗車中の建設会社社長に対して拳銃を発射し、同車の車体の一部を損壊した。平成30年11月、同男らを殺人未遂罪等で検挙した（福岡）。

memo　山口組の対立状態の継続と対策

六代目山口組と神戸山口組が対立抗争の状態にあるほか、任侠山口組も両団体と対立状態にあり、平成30年３月には、兵庫県公安委員会が、暴力団対策法の規定に基づき、任侠山口組を指定暴力団として指定した。

六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる不法行為の発生頻度は減少しているものの、平成30年中も、神戸山口組傘下組織の組員らが、六代目山口組傘下組織の組長が居住する建物の外壁等を損壊する事件等が発生しているほか、平成31年４月にも、六代目山口組傘下組織の組員らが、神戸山口組傘下組織の組長を刃物で突き刺すなどする事件が発生した。

警察では、平成28年３月に六代目山口組と神戸山口組が対立抗争の状態にあると判断して以降、警察庁及び関係都道府県警察に両団体に対する集中取締本部を設置して、全国警察を挙げて対立抗争事件の続発防止と各団体の弱体化を目的とした集中取締りを実施するとともに、市民生活の安全確保に向け、警戒活動の徹底を図っている。

また、取締り及び警戒活動に加え、暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）等と緊密に連携し、事務所撤去訴訟をはじめとした暴力団排除活動を支援している。例えば、平成29年９月、任侠山口組の関係者が射殺される事件が発生するなどしたことから、任侠山口組の主たる事務所が所在する兵庫県尼崎市では、暴力団排除の気運が高まり、平成30年６月、適格暴追センター(注２)の認定を受けた暴力団追放兵庫県民センターが、地域住民等から委託を受け、神戸地方裁判所に対し同センターの名をもって同事務所の使用禁止の仮処分命令の申立てを行ったところ、同年９月、同命令が決定された。

注１：暴力団構成員、暴力団準構成員、総会屋、政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ、会社ゴロ、新聞ゴロ等が、その意に沿わない活動を行う企業（株式会社等の会社、信用組合、医療法人、学校法人、宗教法人その他の法人をいう。）その他の事業者に対して威嚇、報復等を行う目的で、当該事業者又はその役員、経営者、従業員その他の構成員若しくはこれらの者の家族を対象として敢行したと認められる事件のうち、次のいずれかに該当するもの
１　殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、逮捕及び監禁、逮捕及び監禁致死傷又は暴行
２　上記１に該当しない次の事件
（1）銃器の使用　（2）実包（薬きょうを含む。）の送付　（3）爆発物の使用（未遂を含む。）
（4）放火（未遂を含む。）　（5）火炎瓶の使用（未遂を含む。）
（6）上記（1）から（5）までに掲げるもののほか、車両の突入によるなど人の生命又は身体に重大な危害を加えるおそれがある建造物損壊、器物損壊又は威力業務妨害
２：国家公安委員会の認定を受け、指定暴力団等の事務所の付近住民から委託を受けて、自己の名をもって事務所使用差止請求を行うことができる暴追センター

（3）資金獲得犯罪

暴力団は、企業や行政機関を対象とした恐喝・強要、強盗、窃盗等のほか、特殊詐欺、各種公的給付制度を悪用した詐欺等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っている。近年では、金地金の密輸事犯等、規制や制度等の間隙を突いた「表に出にくく、利益率の高い」新たな資金獲得犯罪が出現しているほか、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収といった伝統的な資金獲得犯罪も、依然として暴力団の有力な資金源となっている。

また、暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を利用し、又は共生者(注1)と結託するなどして、その実態を隠蔽しながら、一般の経済取引を装った貸金業法違反、労働者派遣法(注2)違反等の資金獲得犯罪を敢行している。

警察では、巧妙化・不透明化する暴力団の資金獲得活動に関する情報を収集・分析するとともに、社会経済情勢の変化に応じた暴力団の資金獲得活動の動向にも留意しつつ、暴力団や共生者等に対する取締りを推進している。

CASE

六代目山口組傘下組織の幹部の男（56）らは、平成30年２月、区役所職員等を装って高齢者に電話をかけ、還付金を受け取ることができるなどと虚偽の事実を告げ、その旨を誤信した同高齢者にATMを操作させて、同男らの管理する預金口座に合計約150万円を振り込ませ、財産上不法の利益を得た。同年10月、同男ら６人を電子計算機使用詐欺罪で逮捕した（警視庁、京都、和歌山、高知）。

CASE

六代目山口組傘下組織の組長の男（64）らは、平成29年12月、飲食店において、女性従業員に対し、不特定の遊客を売春の相手方として紹介するとともに、平成26年10月から30年５月までの間、売春を行う場所を提供した。平成30年７月までに、同男ら６人を売春防止法違反（周旋等）で逮捕した（大阪）。

memo

みかじめ料等をめぐる最近の動向

暴力団は、資金獲得のため、縄張内で営業を営む飲食店等に対し、依然としてみかじめ料や用心棒料等の名目で不当に金銭等を要求している。例えば、平成30年１月までに、風俗店経営者らからみかじめ料名目で合計約490万円を脅し取ったとして、住吉会傘下組織の組長ら15人を逮捕した（警視庁）。

都道府県が定める暴力団排除に関する条例においては、暴力団排除特別強化地域等(注3)で営業する風俗営業者等に対する暴力団員による用心棒の役務の提供等を直罰化する動きがみられ、令和元年５月現在、10道府県の条例に当該趣旨の規定が設けられている。

警察では、暴力団によるみかじめ料の要求行為等に関する情報を収集・分析するとともに、みかじめ料等名目の恐喝事件や暴力団の排除に関する条例違反等の取締りの徹底に努めている。

注１：暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者
２：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
３：暴力団の排除を徹底することにより、地域住民及び来訪者にとって一層安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する地域又は区域

3　暴力団対策法の運用

指定暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して暴力的要求行為を行った場合等において、都道府県公安委員会は、暴力団対策法に基づき、中止命令等を発出することができる。

中止命令等の発出件数の推移は、図表４－６のとおりである。

CASE

神戸山口組傘下組織の組長の男（59）は、縄張内に所在する飲食店経営会社の代表取締役から、「店の面倒見てもらえませんか」などと依頼され、同代表取締役に対して、「何かあったら俺の名前を出したらええ」などと告げて、用心棒の役務を提供することを約束した。平成30年４月、兵庫県公安委員会は、同男に対し、同代表取締役等のために用心棒の役務を提供することなどをしてはならない旨を命じた（兵庫）。

図表４－６　暴力団対策法に基づく中止命令等の発出件数の推移（平成26～30年）

区分 ＼ 年次				26		27		28		29		30	
				中止命令	その他の命令	中止命令	その他の命令	中止命令	その他の命令	中止命令	その他の命令	中止命令	その他の命令
合　計（件）				1,687	52	1,368	54	1,337	41	1,369	48	1267	67
形態別	9条（暴力的要求行為）	2号	不当贈与要求行為	503	12	478	8	451	6	464	9	436	11
		3号	不当下請等要求行為	4	0	0	0	3	0	4	0	2	0
		4号	みかじめ料要求行為	277	6	180	9	126	7	123	4	93	6
		5号	用心棒料等要求行為	318	9	259	11	277	9	233	10	303	13
		6号	高利債権取立行為	24	1	23	1	22	0	26	5	37	4
		7号	不当債権取立行為	5	0	0	0	5	0	1	0	2	0
		8号	不当債務免除要求行為	28	0	47	0	29	0	40	0	30	0
		9号	不当貸付等要求行為	13	0	7	0	11	0	19	0	17	0
		14号	競売等妨害行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		19号	不当示談介入行為	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		20号	因縁をつけての金品等要求行為	11	0	4	0	10	0	8	0	8	2
			その他	8	0	1	0	5	0	9	0	10	0
			暴力的要求行為の合計	1,192	28	999	29	939	22	927	28	938	36
	10条	1項	暴力的要求行為の要求	－	0	－	0	－	0	－	0	－	0
		2項	暴力的要求行為の現場立会援助行為	201	－	184	－	234	－	216	－	200	－
	12条の２		指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	－	2	－	0	－	0	－	0	－	0
	12条の３		準暴力的要求行為の要求等	－	3	－	0	－	4	－	5	－	2
	12条の５		準暴力的要求行為	29	1	6	1	10	1	75	1	8	0
	15条		暴力団事務所の使用制限	－	0	－	0	－	0	－	0	－	0
	16条	1項	少年に対する加入強要・脱退妨害	18	1	14	0	14	1	12	0	5	1
		2項	威迫による加入強要・脱退妨害	209	4	144	5	120	5	108	0	103	1
		3項	密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	13	0	8	0	13	0	14	0	5	0
	17条		加入の強要の命令等	－	0	－	0	－	0	－	0	－	0
	20条		指詰めの強要等	8	0	4	1	3	0	2	0	1	0
	21条		指詰めの強要の命令等	－	0	－	0	－	0	－	0	－	0
	24条		少年に対する入れ墨の強要等	7	0	3	0	1	0	2	0	0	1
	25条		少年に対する入れ墨の強要の要求等	－	0	－	0	－	0	－	0	－	0
	29条		事務所等における禁止行為	7	－	4	－	3	－	13	－	5	－
	30条の２		損害賠償請求等の妨害の禁止	0	3	0	2	0	0	0	1	1	0
	30条の５		暴力行為の賞揚等の規制	－	2	－	4	－	6	－	11	－	16
	30条の６	1項	用心棒の役務提供等	3	4	0	8	0	2	0	2	1	7
		2項	用心棒行為等の要求等	－	0	－	0	－	0	－	0	－	1
	30条の９		特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	30条の11		特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限	－	4	－	4	－	0	－	0	－	2
団体別	六代目山口組			687	23	448	24	278	14	230	13	187	22
	稲川会			228	7	244	5	189	7	195	5	174	7
	住吉会			315	7	277	4	271	5	304	6	343	5
	神戸山口組							122	1	135	3	124	4
	任侠山口組											15	0
	その他の指定暴力団			252	14	218	20	242	13	225	20	220	28

注１：「中止命令」欄の「－」は中止命令の規定がないこと、「その他の命令」欄の「－」は中止命令以外の命令の規定がないことを示す。
２：「その他の命令」のうち、15条及び30条の11は事務所使用制限命令、30条の２は請求妨害防止命令、30条の５は賞揚等禁止命令、30条の６・１項は再発防止命令及び用心棒行為等防止命令であり、これら以外は再発防止命令である。

4　暴力団排除活動の推進

（1）国及び地方公共団体における暴力団排除活動

国及び地方公共団体は、犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）における申合せ等に基づき、警察と連携して、受注業者の指名基準や契約書に暴力団排除条項(注1)（下請契約、再委託契約等に係るものを含む。）を盛り込むほか、受注業者に対して、暴力団等に不当に介入された場合の警察への通報等を義務付けるなどの取組を推進している。また、民間工事等に関係する業界及び独立行政法人に対しても同様の取組が推進されるよう所要の指導・要請を行っている。

CASE

建設会社の代表者の男（76）らを恐喝罪で逮捕したところ、同男と工藤會傘下組織の組長とが社会的に非難されるべき関係を有していたことが判明した。そこで、警察から福岡県、福岡市等へ通報するなどし、平成30年５月、同県等が公共工事の下請契約からの排除の措置を講じるなどした（福岡）。

（2）各種事業・取引等からの暴力団排除

①　各種事業からの暴力団排除

近年、各種事業から暴力団関係企業等を排除するため、法令等において暴力団排除条項の整備が進んでおり、警察では、暴力団の資金源を遮断するため、関係機関・団体と連携して、貸金業、建設業等の各種事業からの暴力団排除を推進している。

②　各種取引からの暴力団排除

近年、暴力団の資金獲得活動が巧妙化・不透明化していることから、企業が、取引先が暴力団関係企業等であると気付かずに経済取引を行ってしまうことを防ぐため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(注2)及びワーキングチームにおける申合せに基づき、警察では、関係機関・団体と連携を強化し、各種取引からの暴力団排除を推進している。

CASE

知事部局からの照会に基づき、建設業の許可申請書の記載事項の変更を届け出た建設業者の営業所長を調査したところ、同営業所長が暴力団関係者であることが判明した。平成30年７月、警察からの回答を受けた知事部局が、同建設業者の建設業許可を取り消した（和歌山）。

（3）地域住民等による暴力団排除活動

警察では、暴追センター及び弁護士会と緊密に連携し、適格暴追センター制度(注3)も活用しながら、事務所撤去訴訟等に対する支援を実施するなどして、地域住民等による暴力団排除活動を支援している。

また、暴力団対策法における指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する規定も効果的に活用しながら、暴力団犯罪に係る損害賠償請求訴訟に対する支援を実施するなどして、暴力団の不当要求による被害の防止、暴力団からの被害の救済等に努めている。

暴力団追放パレードの状況

注１：法令、規約及び契約書等に設けられている条項であって、許可を取得する者、事務の委託の相手方、契約等の取引の相手方等から暴力団員等の暴力団関係者又は暴力団関係企業を排除する旨を規定する条項
２：平成19年の犯罪対策閣僚会議幹事会における申合せ。企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応について取りまとめたもの
３：国家公安委員会から適格暴追センターとして認定を受けた暴追センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民から委託を受けて、自己の名をもって事務所使用差止請求を行うことができる制度

CASE

購入したビルを暴力団事務所として使用していた神戸山口組傘下組織の組長らに対し、平成29年４月、同ビルの売却者が提起した明渡し等請求訴訟について、警察では、公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター、仙台弁護士会等と連携して、情報提供等の支援を実施するなどした。平成30年３月、売買契約を解除する旨の和解が成立し、事務所が撤去された（宮城）。

CASE

共政会傘下組織の組長らにより、みかじめ料名目で恐喝を受けるなどしたとして、元風俗店経営者らが共政会の代表者らに対して損害賠償を求めた民事訴訟において、平成30年５月、広島地方裁判所は、同代表者らに対し、合計約1,800万円の支払いを命じた。警察では、同訴訟に関し、共政会に関する暴力団情報の提供や暴力団対策法の規定に基づく請求妨害防止命令の発出等を行った（広島）。

（４）地方公共団体における暴力団排除に関する条例の運用

各都道府県は、地方公共団体、住民、事業者等が連携・協力して暴力団排除に取り組む旨を定め、暴力団排除に関する基本的な施策、青少年に対する暴力団からの悪影響排除のための措置、暴力団の利益になるような行為の禁止等を主な内容とする暴力団排除に関する条例の運用に努めている。

各都道府県では、条例に基づき、暴力団の威力を利用する目的で財産上の利益の供与をしてはならない旨の勧告等を実施している。平成30年中における実施件数は、事業者が正月用飾り物の購入名目等で暴力団員に現金を供与したなどとして勧告した事例が43件、暴力団員が正当な理由なく少年を事務所に立ち入らせたなどとして中止命令を発出した事例が14件、暴力団員が立入禁止標章(注)の掲示店舗に立ち入ったことにつき、更に反復して行うおそれがあるなどとして再発防止命令を発出した事例が９件、暴力団員が暴力団排除特別強化地域等の飲食店等から用心棒の役務を提供することの対償として現金を受け取ったなどとして検挙した事例が13件となっている。

CASE

六代目山口組傘下組織の組長の男（45）らは、平成30年１月から同年２月にかけて、愛知県暴力団排除条例に定める暴力団排除特別区域の風俗営業者から、用心棒の役務の提供をすることの対償として、現金合計200万円を受け取った。同年７月、同男ら２人を同条例違反（特別区域における暴力団員の禁止行為）で逮捕した（愛知）。

（５）暴力団員の社会復帰対策の推進

暴力団を壊滅するためには、構成員を一人でも多く暴力団から離脱させ、その社会復帰を促すことが重要である。警察庁では、平成29年に閣議決定された「再犯防止推進計画」等に基づき、関係機関・団体と連携して、暴力団関係者に対する暴力団からの離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、構成員の離脱・就労、社会復帰等に必要な社会環境及びフォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を推進している。

CASE

六代目山口組傘下組織の組員から警察に対し、「組織を脱退して自由に生活したい。地元には組織の者がおり生活しづらいため、できれば地元以外で就職をしたい」旨の相談がなされたことから、警察では、離脱支援を行って同人を同傘下組織から脱退させた。また、警察、暴追センター、関係機関・団体等から構成される社会復帰対策協議会において就労支援を行った結果、令和元年５月、同人はその居住地ではない都道府県で就労するに至った。

注：暴力団員の立入りが禁止された特定の営業所に掲示される標章

第2節 薬物銃器対策

1 薬物情勢

平成30年（2018年）中の薬物事犯の検挙人員は1万3,862人と、引き続き高い水準にあり、覚醒剤の大量密輸入事犯が相次いで検挙されたほか、大麻事犯の検挙人員が警察庁が保有する昭和33年（1958年）以降の統計で最多となるなど、我が国の薬物情勢は依然として厳しい状況にある。

図表４－７　薬物事犯の検挙人員（平成30年）

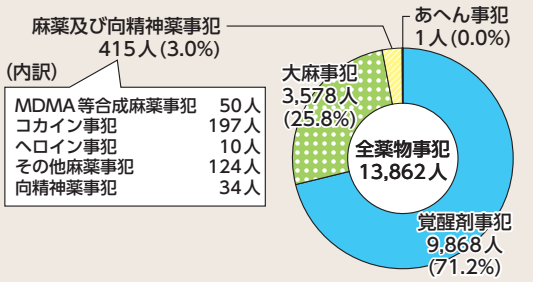

（1）各種薬物事犯の状況

①　覚醒剤事犯

最近５年間の覚醒剤事犯の検挙人員及び粉末押収量は図表４－８のとおりである。平成30年中、検挙人員は前年より減少したが、全薬物事犯の検挙人員の71.2％を占めている。近年の覚醒剤事犯の特徴としては、検挙人員のうち半数程度を暴力団構成員等が占めていることのほか、30歳代以上の検挙人員が多いことや、他の薬物事犯と比べて再犯者の占める割合が高いことが挙げられる。

②　大麻事犯

最近５年間の大麻事犯の検挙人員及び押収量は図表４－８のとおりである。検挙人員は５年連続で増加しており、覚醒剤事犯に次いで検挙人員の多い薬物事犯となっている。近年の大麻事犯の特徴としては、他の薬物事犯と比べて、全検挙人員のうち初犯者や20歳代以下の若年層の占める割合が高いことが挙げられる。

③　その他の薬物事犯

最近５年間のMDMA(注)等合成麻薬事犯、あへん事犯等の各種薬物事犯の検挙人員及び押収量は、図表４－８のとおりである。

図表４－８　各種薬物事犯の検挙状況の推移（平成26～30年）

区分		年次		26	27	28	29	30
覚醒剤事犯		検挙人員（人）		10,958	11,022	10,457	10,113	9,868
		粉末押収量（kg）		487.5	429.7	1,495.4	1,118.1	1,138.6
大麻事犯		検挙人員（人）		1,761	2,101	2,536	3,008	3,578
		押収量	乾燥大麻（kg）	165.0	101.0	133.1	176.3	280.4
			大麻樹脂（kg）	36.7	3.9	0.9	20.7	2.9
			大麻草（本）	5,195	3,355	13,660	17,324	4,456
麻薬及び向精神薬事犯	MDMA等合成麻薬	検挙人員（人）		62	45	38	42	50
		押収量（錠）		479	1,055	5,021	3,181	12,303
	コカイン	検挙人員（人）		61	86	142	177	197
		押収量（kg）		2.2	18.5	18.3	9.6	42.0
	ヘロイン	検挙人員（人）		5	3	0	9	10
		押収量（kg）		0.0	2.0	0.0	70.3	0.0
	向精神薬	検挙人員（人）		38	26	63	49	34
		押収量（錠）		3,840	4,270	2,803	2,581	10,859
あへん事犯		検挙人員（人）		24	3	6	12	1
		押収量（kg）		0.2	0.0	0.7	0.0	0.0

注：化学名「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン（3,4-Methylenedioxymethamphetamine）」の略名。本来は白色粉末であるが、様々な着色がなされ、文字や絵柄の刻印が入った錠剤の形で密売されることが多い。

（２）薬物密輸入事犯の状況

平成30年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は324件と、前年より22件（7.3%）増加し、検挙人員は312人と、前年より23人（8.0%）増加した。

覚醒剤密輸入事犯の検挙状況の推移は、図表４－９のとおりである。平成30年中は、密輸入事犯における覚醒剤の押収量が前年より減少したものの、暴力団や来日外国人(注1)による覚醒剤の大量密輸入事犯を相次いで検挙したほか、航空機を利用した覚醒剤密輸入事犯も多数検挙した。

これらの背景には、我が国に覚醒剤に対する根強い需要が存在していることのほか、国際的なネットワークを有する薬物犯罪組織がアジア・太平洋地域において覚醒剤の取引を活発化させていることがあるものと考えられる。

図表４－９　覚醒剤密輸入事犯の検挙状況の推移（平成21～30年）

区分＼年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
検挙件数（件）	164	132	185	120	119	150	73	82	126	127
うち航空機利用によるもの	127	112	151	81	96	121	44	41	84	80
構成比（%）	77.4	84.8	81.6	67.5	80.7	80.7	60.3	50.0	66.7	63.0
検挙人員（人）	219	158	216	170	160	176	96	97	153	157
うち暴力団構成員等	62	31	39	20	30	25	19	11	14	32
うち来日外国人	97	90	139	106	113	127	56	65	109	99
押収量（kg）	217.9	275.5	310.7	332.2	816.1	448.0	394.6	1,428.4	1073.4	784.4

CASE

ブラジル人の男（38）らは、平成30年１月、工作機械に覚醒剤を隠匿し、香港から海上コンテナで密輸入した。同年４月までに、同男らブラジル人４人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入等）で逮捕し、覚醒剤約247.1キログラムを押収した（警視庁、群馬）。

押収された覚醒剤

（３）薬物犯罪組織の動向

①　薬物事犯への暴力団の関与

平成30年中の暴力団構成員等による覚醒剤事犯の検挙人員は4,645人と、前年より106人（2.2%）減少したものの、覚醒剤事犯の全検挙人員の47.1%を占めていることから、依然として覚醒剤事犯に暴力団が深く関与していることがうかがわれる。また、暴力団構成員等による大麻事犯の検挙人員は762人と、全検挙人員の21.3%を占めており、暴力団構成員及び準構成員等の総数が減少している(注2)にもかかわらず、前年より20人（2.7%）増加していることなどから、暴力団が大麻事犯への関与を強めていることがうかがわれる。

②　来日外国人による薬物事犯

平成30年中の来日外国人による薬物事犯の検挙人員は608人と、前年より９人（1.5%）減少した。このうち、覚醒剤の営利目的輸入事犯の検挙人員は82人であり、国籍・地域別でみると、マレーシア、メキシコ、米国の比率が高く、合わせて全体の50.0%を占めている。また、平成30年中の来日外国人による覚醒剤の密売関連事犯(注3)の検挙人員は23人と、前年より６人（20.7%）減少した。国籍・地域別でみると、依然としてイランの比率が最も高く、全体の47.8%を占めており、イラン人による覚醒剤の密売ルートが根強く存在していることがうかがわれる。

注１：我が国に存在する外国人のうち、定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人
２：158頁参照
３：営利目的所持、営利目的譲渡し及び営利目的譲受け

2 薬物対策

（1）供給の遮断

我が国で乱用されている薬物の大半が海外から流入していることから、警察では、これを水際で阻止するため、税関、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、国際捜査共助等の積極的な実施や国際会議への参加を通じた情報交換等による国際捜査協力を推進している。平成31年２月には、警察庁のODA事業として、34の国・地域及び３国際機関の参加を得て、第24回アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）を東京都で開催し、薬物情勢、捜査手法及び国際協力に関する討議を行った。

また、薬物犯罪組織の壊滅を図るため、通信傍受等の組織犯罪の取締りに有効な捜査手法を積極的に活用し、組織の中枢に迫る捜査を推進している。さらに、薬物犯罪組織に資金面から打撃を与えるため、麻薬特例法(注１)の規定に基づき、業として行う密輸・密売等(注２)やマネー・ローンダリング事犯の検挙、薬物犯罪収益の没収(注３)・追徴(注４)等の対策を推進している。

このほか、インターネットを利用した薬物密売事犯対策として、サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンター（IHC）(注５)からの通報等により薬物密売情報の収集を強化し、密売人の取締りを推進している。

（2）需要の根絶

薬物乱用は、乱用者自身の精神や身体をむしばむばかりでなく、幻覚、妄想等により、乱用者が凶悪な事件や重大な交通事故等を引き起こすこともあるほか、薬物の密売が暴力団等の犯罪組織の資金源となることから、社会の安全を脅かす重大な問題である。

警察では、薬物乱用者を厳しく取り締まるとともに、広報啓発活動を行い、社会全体から薬物乱用を排除する気運の醸成を図っている。

また、薬物事犯で検挙された者やその家族等の希望に応じて、薬物乱用防止のための相談先等を記載した資料を配付するなど、薬物再乱用防止に向けた相談活動の充実を図っている。

（3）危険ドラッグ(注６)対策

平成30年中の危険ドラッグ事犯の検挙人員は396人と、３年連続で減少した。警察では、医薬品医療機器法をはじめとする各種法令を駆使して危険ドラッグ事犯の取締りを徹底するとともに、国内外の関係機関との情報共有や乱用防止に向けた広報啓発活動を行っている。

図表４－10　危険ドラッグ事犯の検挙人員の推移（平成26～30年）

年次	26	27	28	29	30
検挙人員（人）	840	1,196	920	651	396

注１：国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律
２：通常の密輸・密売等より重く処罰することができ、また、一連の行為を集合犯としてとらえ、その間の薬物犯罪収益総体が没収・追徴の対象となる。
３：財産を剥奪して国庫に帰属させる処分を内容とする財産刑
４：財産の全部又は一部を没収することができない場合に、その価額の納付を強制する処分
５：149頁参照
６：規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらをいう。）又は指定薬物（医薬品医療機器法第２条第15項に規定する指定薬物をいう。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。

3　銃器情勢とその対策

（１）銃器情勢

平成30年中の銃器情勢は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件が繁華街や住宅街において発生したほか、銃器使用事件(注１)も83件発生するなど、引き続き警戒が必要である。

図表４－11　銃器発砲事件の発生状況の推移（平成21～30年）

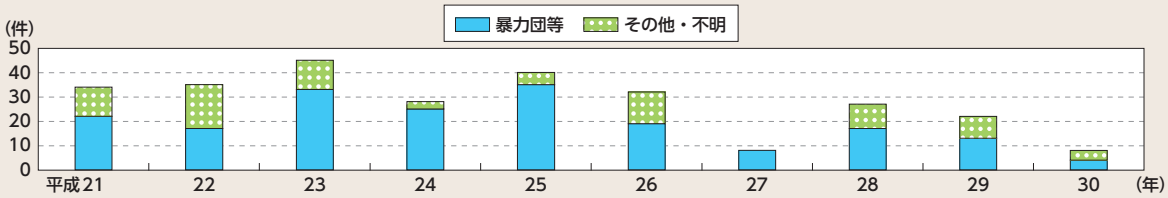

区分＼年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
総数（件）	34	35	45	28	40	32	8	27	22	8
暴力団等	22	17	33	25	35	19	8	17	13	4
うち対立抗争	1	0	9	7	20	9	0	6	1	1
その他・不明	12	18	12	3	5	13	0	10	9	4

注１：数値は、いずれも令和元年（2019年）５月末現在のもの
２：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。
３：「対立抗争」の欄は、対立抗争事件に起因するとみられる銃器発砲事件数を示す。
４：「その他・不明」の欄は、暴力団等によるとみられるもの以外の銃器発砲事件数を示す。

図表４－12　銃器発砲事件による死傷者数の推移（平成21～30年）

区分＼年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
死傷者数（人）	20（11）	17（11）	18（11）	16（６）	８（５）	10（７）	４（０）	11（８）	８（５）	３（２）
死者数	７（３）	11（８）	８（６）	４（１）	６（５）	６（６）	１（０）	５（３）	３（２）	２（２）
負傷者数	13（８）	６（３）	10（５）	12（５）	２（０）	４（１）	３（０）	６（５）	５（３）	１（０）

注：括弧内は、暴力団構成員等以外の者の死者数・負傷者数を内数で示す。

（２）銃器対策

拳銃の押収丁数の推移は、図表４－13のとおりである。近年、押収丁数全体及び暴力団からの押収丁数(注２)は、増減を繰り返しながら推移しているが、長期的に見るといずれも減少傾向にある。

銃器に対する厳しい規制は、我が国の良好な治安の根幹を支えるものであるところ、警察では、犯罪組織の武器庫の摘発や拳銃の密輸・密売事件等の摘発に重点を置いた取締りを行うとともに、関係機関と連携した活動等により、銃器犯罪の根絶と違法銃器の排除を広く国民に呼び掛け、国民の理解と協力の確保に努めるなど、総合的な銃器対策を推進している。

図表４－13　拳銃押収丁数の推移（平成21～30年）

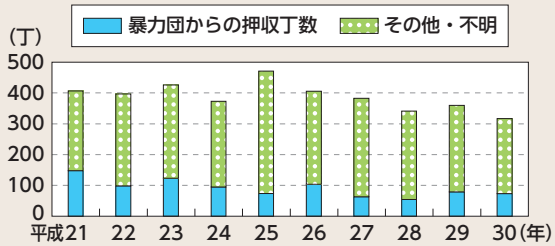

区分＼年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
押収丁数（丁）	407	397	426	373	471	406	383	341	360	315
暴力団	148	98	123	95	74	104	63	54	79	73
その他・不明	259	299	303	278	397	302	320	287	281	242

注１：銃砲及び銃砲様の物を使用した事件。「銃砲様の物」とは、銃砲らしい物を突き付け、見せるなどして犯行に及んだ事件において、被害者、参考人等の供述等により、銃砲と推定されるものをいう。
２：暴力団が管理している拳銃と認められるものの押収丁数

第3節 来日外国人犯罪対策

1 来日外国人犯罪の情勢

（1）全般的傾向

来日外国人犯罪の検挙状況の推移は、図表４－14のとおりである。平成の初期から増加傾向にあった来日外国人犯罪は、検挙件数については、ピークであった平成17年（2005年）から30年にかけて、４万7,865件から１万6,235件へと大きく減少しており、検挙人員についても、ピークであった平成16年から30年にかけて、２万1,842人から１万1,082人へと大きく減少している。

図表４－14　来日外国人犯罪検挙状況の推移（平成元～30年）

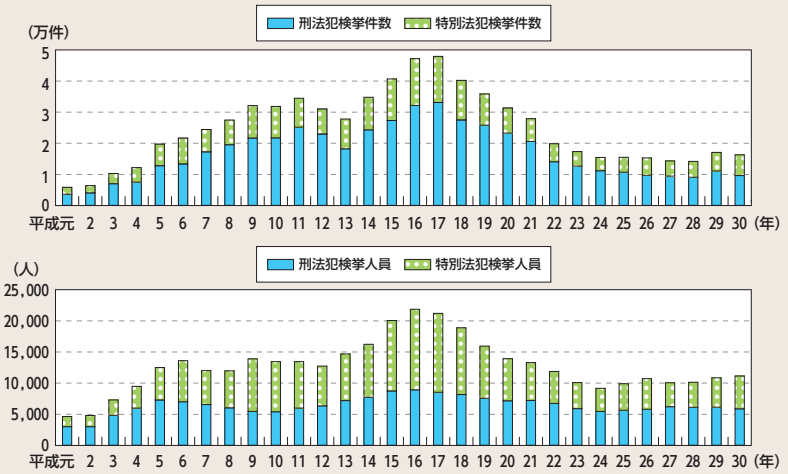

図表４－15　来日外国人犯罪検挙状況の推移（平成21～30年）

区分＼年次			21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
総検挙		件数（件）	27,836	19,809	17,272	15,368	15,419	15,215	14,267	14,133	17,006	16,235
		人員（人）	13,257	11,858	10,048	9,149	9,884	10,689	10,042	10,109	10,828	11,082
	刑法犯	件数（件）	20,561	14,025	12,582	11,142	10,674	9,664	9,417	9,043	11,012	9,573
		人員（人）	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844
	特別法犯	件数（件）	7,275	5,784	4,690	4,226	4,745	5,551	4,850	5,090	5,994	6,662
		人員（人）	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238

（2）国籍・地域別検挙状況

平成30年中の来日外国人犯罪の検挙状況を国籍・地域別にみると、図表４－16のとおりである。検挙人員は、中国が最も高い割合を占めており、最近ではベトナムの割合も高くなってきている。また、刑法犯検挙件数（罪種別）をみると、侵入窃盗及び万引きではベトナムが最も高い割合を占めているほか、自動車盗ではブラジルが最も高い割合を占めている。

図表４－16　来日外国人犯罪の国籍・地域別検挙状況（平成30年）

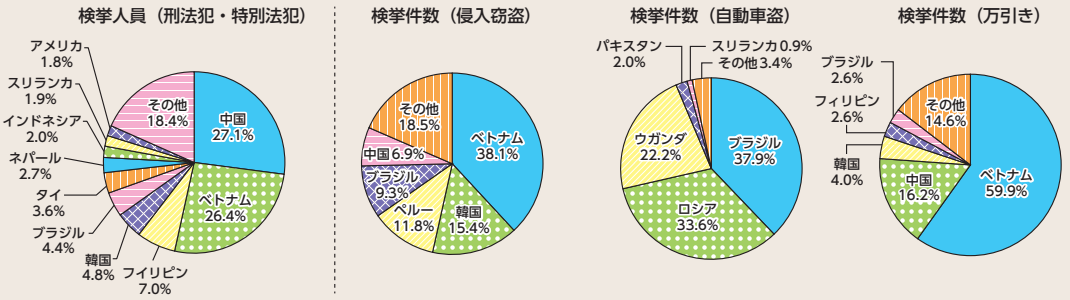

2 国際犯罪組織の動向

（1）来日外国人犯罪の組織化の状況

平成30年中の来日外国人による刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は34.2％と、日本人（10.6％）の約3.2倍に上り(注1)、極めて高い割合となっている。罪種別にみると、住宅を対象とした侵入窃盗で73.8％と、日本人（16.5％）の約4.5倍に上る。

このように、来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて組織的に敢行される傾向がうかがわれる。

図表4－17　来日外国人と日本人の刑法犯における共犯率の違い（平成30年）

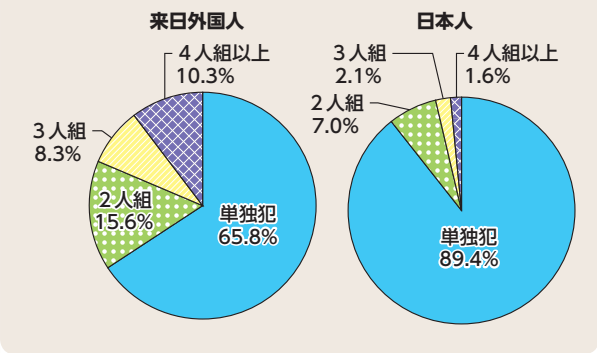

（2）日本で活動する国際犯罪組織の特徴

国際犯罪組織のうち、来日外国人で構成される犯罪組織についてみると、出身国や地域別に組織化されているものがある一方で、より巧妙かつ効率的に犯罪を敢行するため、様々な国籍の構成員が役割を分担するなど、構成員が多国籍化しているものもある。このほか、面識のない外国人同士がSNSを通じて連絡を取り合いながら犯行に及んだ例や、暴力団と連携した例もみられる。

また、犯罪行為や被害の発生場所等の犯行関連場所についても、日本国内にとどまらず複数の国に及ぶものがある。特に近年は、他国で敢行された詐欺事件による詐取金の入金先口座として日本国内の銀行口座を利用し、詐取金入金後にこれを日本国内で引き出してマネー・ローンダリングを敢行するといった事例があるなど、世界的な展開がみられる。

さらに、これらの犯罪組織の中には、短期滞在の在留資格等により来日し、犯行後は本国に逃げ帰る形態（ヒット・アンド・アウェイ型）の犯罪を敢行するものもある。

CASE

中国人の男（23）らは、平成28年5月から29年10月にかけて、SNSを通じて連絡を取り合いながら、クレジットカードを偽造するための材料等を準備し、クレジットカードを偽造するなどしていた。平成30年1月までに、同男ら10人を支払用カード電磁的記録不正作出罪等で逮捕した（愛知、警視庁、大阪）。

（3）国際犯罪組織に利用される犯罪インフラ(注2)の実態

国際犯罪組織は、犯罪インフラを利用して各種犯罪を効率的に敢行している。国際犯罪組織が関与する犯罪インフラ事犯には、地下銀行(注3)による不正な送金、偽装結婚、偽装認知、不法就労助長(注4)、旅券・在留カード等偽造(注5)等がある。

注1：来日外国人と日本人の共犯事件については、主たる被疑者の国籍・地域により、来日外国人による共犯事件であるか、日本人による共犯事件であるかを分類して計上している。
2：118頁参照
3：地下銀行は、不法滞在者等が犯罪収益等を海外に送金するために利用されており、近年は、送金依頼を受けた資金で中古自動車等を購入し、正規の貿易を装って輸出して現地で換金するなど手口が巧妙化している。
4：偽装結婚、偽装認知、不法就労助長は、不法滞在者等に在留資格を不正取得させたり、就労の機会を提供することで不法滞在等の犯罪を助長しており、これを仲介して利益を得るブローカーや、暴力団が関与するものがみられる。また近年では、在留資格の不正取得や不法就労を目的とした難民認定制度の悪用が疑われる例も発生している。
5：偽造された旅券・在留カード等は、身分偽装手段として利用されるほか、違法に資金を得るために国際犯罪組織が偽造に関与し、不法滞在者等に販売されることもある。

3　国際組織犯罪に対処するための取組

（1）国内関係機関との連携

警察では、事前旅客情報システム（APIS）等を活用して関係機関と連携した水際対策(注1)を行っている。出入国在留管理庁との間では、被疑者が国外に逃亡するおそれのある場合の手配や、偽装滞在者等に対する合同摘発を行うなど連携を図っている。また、税関との間では、不正輸出入を防止するための合同摘発を行うなど連携を図っている。

（2）外国捜査機関等との連携

複数の国・地域において犯罪を敢行する国際犯罪組織に対処するためには、関係国の捜査機関等との情報交換、捜査協力等が不可欠であり、警察では次のような取組を進めている。

第87回ICPO総会（©INTERPOL）

①　ICPOを通じた国際協力

ICPOは、各国の警察機関を構成員とし、犯罪の捜査における国際的な協力を目的とした機関であり、平成30年末現在、我が国を含む194の国・地域が加盟している。ICPOでは、国際犯罪に関する情報の収集と交換、犯罪対策のための国際会議の開催や国際手配書の発行等が行われている。警察庁は、捜査協力の実施のほか、ICPOが開催する国際組織犯罪対策に関連する様々な会合への参加、事務総局等への職員の派遣、分担金の拠出等により、ICPOの活動に貢献している。

CASE

日本人の男（60）は、平成15年7月、五代目山口組傘下組織（当時）の幹部に対して拳銃を発射し、同幹部の顔面に命中させて殺害した。同男は日本国外に逃亡していたが、ICPOを通じて国際手配を行ったところ、平成30年1月、タイ王国警察から、同男を不法滞在で拘束し、退去強制とする旨の情報を得たため、同年2月、同男を殺人罪等で逮捕した（三重）。

②　外国捜査機関との捜査協力

警察庁では、ICPOルートのほか、外交ルート、刑事共助条約（協定）(注2)及び国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約等を活用して、外国捜査機関に対して捜査協力を要請するなどしている。

また、外国捜査機関との間で開催される二国間協議等に積極的に参加し、連携の強化を図っている。

注1：40頁参照
　2：237頁参照

（3）国外逃亡被疑者等(注1)の追跡

国外逃亡被疑者等の数の推移は、図表４－18のとおりである。

警察では、被疑者が国外に逃亡するおそれがある場合には、出入国在留管理庁に手配するなどして、出国前の検挙に努めている。また、被疑者が国外に逃亡した場合には、関係国の捜査機関との捜査協力を通じ、被疑者の所在確認等を行っており、所在が確認された場合には、犯罪人引渡条約(注2)等に基づき被疑者の引渡しを受けるなどして、確実な検挙に努めている。

このような取組の結果、平成30年中は、出国直前の外国人被疑者17人のほか、国外逃亡被疑者113人（うち外国人64人）を検挙した。

このほか、事案に応じ、国外逃亡被疑者等が日本国内で行った犯罪に関する資料等を逃亡先国の捜査機関に提供するなどして、逃亡先国における国外犯処罰規定の適用を促し、犯罪者の「逃げ得」を許さないための取組を進めている。

図表４－18　国外逃亡被疑者等数の推移（平成21～30年）

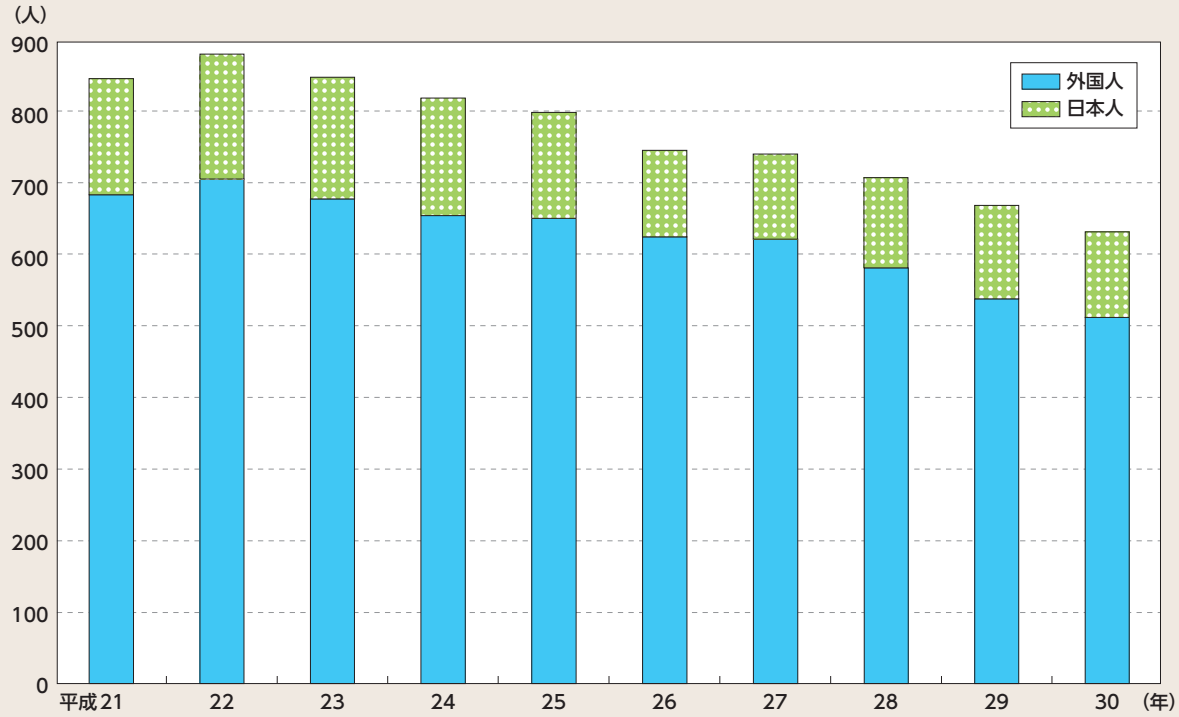

区分＼年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
国外逃亡被疑者等数（人）	845	879	847	818	798	745	740	707	668	631
うち外国人	683	705	677	654	650	624	621	581	538	512

注：数値は、各年末現在

注１：日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者（以下「国外逃亡被疑者」という。）及びそのおそれのある者
　２：237頁参照

第4節 犯罪収益対策

1 犯罪収益移転防止法に基づく活動

暴力団等の犯罪組織を弱体化させ、壊滅に追い込むためには、犯罪収益の移転を防止するとともに、これを確実に剝奪することが重要である。警察では、犯罪収益移転防止法、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を活用し、関係機関、事業者、外国のFIU(注1)等と協力しながら、総合的な犯罪収益対策を推進している。

（1）犯罪収益移転防止法の適切な履行を確保するための措置

犯罪収益対策を効果的に推進するためには、犯罪収益移転防止法に基づき、顧客等の本人特定事項等の取引時確認、疑わしい取引の届出等の義務が特定事業者(注2)により適切に履行されることが重要である。このため、国家公安委員会は、関係機関と連携して、特定事業者を対象とした研修会等を利用して犯罪収益移転防止法に対する理解と協力の促進に努めている。また、特定事業者が義務に違反していると認めた場合、当該特定事業者に対して報告を求めるなどの必要な調査を行うとともに、特定事業者を所管する行政庁に対して、是正命令等を行うべき旨の意見陳述を行っている。

（2）疑わしい取引の届出

犯罪収益移転防止法に定める疑わしい取引の届出制度(注3)により事業者がそれぞれの所管行政庁に届け出た情報は、国家公安委員会が集約して整理・分析を行った後、都道府県警察、検察庁をはじめとする捜査機関等に提供され、各捜査機関等において、マネー・ローンダリング事犯の捜査等に活用されている。

疑わしい取引の届出の年間受理件数は、図表４－19のとおりであり、おおむね増加傾向にある。

図表４－19　疑わしい取引の届出状況の推移（平成26～30年）

区分＼年次	26	27	28	29	30
年間受理件数（件）	377,513	399,508	401,091	400,043	417,465
年間提供件数（件）	348,778	435,055	443,705	446,085	460,745

注1：年間受理件数とは、国家公安委員会が特定事業者の所管行政庁から受理した疑わしい取引の届出件数をいう。
2：年間提供件数とは、国家公安委員会が捜査機関等に提供した疑わしい取引の届出に関する情報の件数をいい、現に捜査中の事件に関する情報であるなどの理由から、提供を保留していた情報を再度整理・分析（再評価）し、提供可能と判断された情報について捜査機関等に提供した件数を含む。

図表４－20　捜査において活用された疑わしい取引に関する情報の件数の推移

区分＼年次	26	27	28	29	30
都道府県警察の捜査において活用された情報数	243,476	265,346	284,914	429,200	314,296
端緒事件(注)の捜査において活用された情報数	4,608	6,308	5,961	6,344	6,089

注：端緒事件とは、疑わしい取引に関する情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件をいう。

memo　FinTech(注4)等に対応するための犯罪収益移転防止法施行規則(注5)の改正

平成29年（2017年）６月に閣議決定された「未来投資戦略2017」等を踏まえ、FinTechに対応した効率的な本人確認方法の導入や、空き家を住居とした偽造の本人確認書類の写しを悪用して当該空き家に取引関係文書を配達させる行為の防止等のため、平成30年11月、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が制定された。

この改正により、オンラインで完結できる本人確認方法として、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して顧客に容貌を撮影させた上、撮影した画像と本人確認書類の画像等の送信を受ける方法等が新設されるとともに、転送不要郵便物等として取引関係文書を送付することによる本人確認方法について、顧客から特定事業者へ送付する本人確認書類等の厳格化が図られるなどした。

オンラインで完結できる本人確認方法等に関する規定は、平成30年11月30日に施行されており、転送不要郵便物等として取引関係文書を送付することによる本人確認方法等に関する規定は、令和2年（2020年）4月に施行される予定である。

注１：Financial Intelligence Unit（資金情報機関）の略。疑わしい取引に関する情報を集約・分析して捜査機関等に提供する機関として各国が設置している。我が国のFIUは、国家公安委員会が担当している。
２：犯罪収益移転防止法第２条第２項で規定されている事業者
３：特定事業者のうち金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引事業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者は、業務で収受した財産が犯罪収益である疑いがあると判断した場合等に所管行政庁へその旨を届け出ることが義務付けられている。
４：Finance（金融）とTechnology（技術）を組み合わせた造語であり、IoT、ビックデータ、人工知能等の先端技術を使って革新的な金融サービスを提供しようとする動きを捉えたもの
５：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則

2 マネー・ローンダリング関連事犯の検挙状況

マネー・ローンダリングとは、一般に犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為である。我が国では、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法において、マネー・ローンダリングが罪として規定されている。

マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は、図表４－21のとおりであり、平成30年中は511件（前年比150件（41.6％）増加）であった。前提犯罪(注)別にみると、主要なものとしては窃盗に係るものが191件、詐欺に係るものが162件、ヤミ金融事犯に係るものが28件となっている。

平成30年中におけるマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数のうち、暴力団構成員等が関与したものは65件で、全体の12.7％を占めている。前提犯罪別にみると、主要なものとしては詐欺に係るものが25件、窃盗及びヤミ金融事犯に係るものがそれぞれ７件、売春防止法違反に係るものが６件となっているが、その他にも賭博等に係るものなどがあり、暴力団が様々な犯罪から資金を獲得し、その資金についてマネー・ローンダリングを行っている実態がうかがわれる。

また、平成30年中における来日外国人が関与したマネー・ローンダリング事犯は48件であった。

図表４－21　マネー・ローンダリング事犯の検挙状況の推移（平成21～30年）

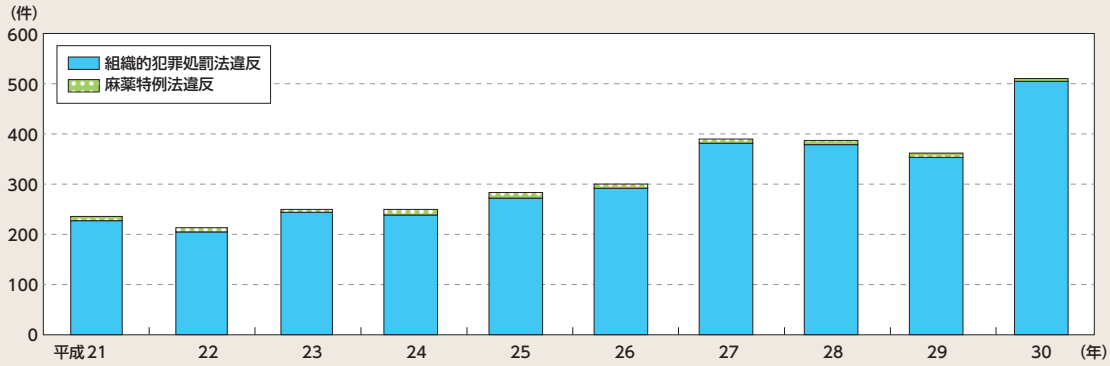

区分＼年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
組織的犯罪処罰法違反（件）	226（90）	205（90）	243（81）	238（55）	272（75）	293（55）	381（89）	380（70）	353（46）	504（62）
法人等経営支配（第９条）	0（0）	1（0）	1（0）	0（0）	2（0）	1（1）	2（0）	0（0）	2（0）	1（0）
犯罪収益等隠匿（第10条）	172（49）	139（46）	150（43）	158（27）	171（35）	180（26）	234（43）	268（45）	240（22）	377（36）
犯罪収益等収受（第11条）	54（41）	65（44）	92（38）	80（28）	99（40）	112（28）	145（46）	112（25）	111（24）	126（26）
麻薬特例法違反（件）	10（4）	9（5）	8（3）	11（4）	10（10）	7（5）	8（5）	8（6）	8（4）	7（3）
薬物犯罪収益等隠匿（第６条）	5（1）	8（4）	8（3）	8（2）	6（6）	5（3）	5（3）	5（4）	7（3）	5（2）
薬物犯罪収益等収受（第７条）	5（3）	1（1）	0（0）	3（2）	4（4）	2（2）	3（2）	3（2）	1（1）	2（1）

注：括弧内は、暴力団構成員等によるものを示す。

CASE

中国人の女（40）は、平成27年12月から29年６月にかけて、外国人に不法就労活動をさせたことによって得られた農作物等の販売代金合計約4,900万円を同女が管理する複数の他人名義の口座に振り込ませて隠匿した。平成30年１月、同女らを組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で逮捕した。

また、農作物等の販売代金を振り込ませていた他人名義の口座に滞留する犯罪収益等である貯金債権約550万円に対して、同法の規定に基づく起訴前の没収保全命令が発出されるとともに、同女が保有する預貯金債権約640万円に対して、同法に基づく追徴保全命令が発出された（茨城）。

注：不法な収益を生み出す犯罪であって、その収益がマネー・ローンダリングの対象となるもの

3　犯罪収益の剝奪

犯罪収益が、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するためには、これを剝奪することが重要である。警察では、没収・追徴の判決が裁判所により言い渡される前に犯罪収益の隠匿や費消等が行われることのないよう、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定める起訴前の没収保全措置を積極的に活用して没収・追徴の実効性を確保している。

（1）没収・追徴の状況

第一審裁判所において行われる通常の公判手続における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況は、図表４－22のとおりである。

図表４－22　組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況の推移（平成25～29年）

	年次	没収		追徴		総数	
		人員（人）	金額（千円）	人員（人）	金額（千円）	人員（人）	金額（千円）
組織的犯罪処罰法	25	119	701,489	47	16,431,835	166	17,133,324
	26	72	117,462	62	408,319	134	525,782
	27	86	1,581,286	76	2,542,167	162	4,123,454
	28	75	188,569	90	1,866,425	165	2,054,995
	29	99	360,734	73	2,463,508	172	2,824,242
麻薬特例法	25	61	16,407	214	506,150	275	522,558
	26	52	9,266	231	325,307	283	334,574
	27	56	11,025	199	194,243	255	205,269
	28	38	14,891	201	289,761	239	304,652
	29	36	39,291	192	317,231	228	356,522

注１：法務省資料による。
　２：金額は、千円未満切捨てである。
　３：共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。
　４：外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算した。

（2）起訴前の没収保全

平成30年中における起訴前の没収保全命令は、組織的犯罪処罰法で風営適正化法違反、売春防止法違反、入管法(注)違反、賭博、詐欺等に関して206件（前年比18件（9.6％）増加）発出され、麻薬特例法で17件（前年比６件（54.6％）増加）発出されている。

図表４－23　起訴前の没収保全命令の発出状況の推移（平成26～30年）

区分＼年次	26	27	28	29	30
組織的犯罪処罰法（件）	193（45）	220（46）	183（34）	188（27）	206（27）
麻薬特例法（件）	16（ 9）	14（10）	16（12）	11（ 0）	17（ 5）

注：括弧内は、暴力団構成員等に係るものを示す。

CASE

会社員の男（50）は、平成27年６月から30年１月にかけて、異性交際あっせん名目で男性から現金合計約1,140万円をだまし取り、同男性に、当該詐取金を自らが管理する他人名義の口座等へ振り込ませて隠匿した。平成30年６月、同男を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で逮捕するとともに、自己名義等の口座に滞留する犯罪収益等である預金債権約550万円に対して、組織的犯罪処罰法の規定に基づく起訴前の没収保全命令が発出された（徳島）。

注：出入国管理及び難民認定法

4　国際連携

国境を越えて敢行されるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を防止するためには、各国が連携して対策を講じることが不可欠である。このため、国際社会においては、FATF(注1)、APG(注2)、エグモント・グループ等の枠組みの下、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の国際的基準の策定、普及等が行われており、警察庁もこれらの活動に積極的に参画している。

（1）FATFの活動と警察庁の参画状況

FATFは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際協力を推進するため設置されている政府間会合であり、平成30年末現在、我が国を含む36の国・地域及び２国際機関が参加している。FATFは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策として、各国が法執行、刑事司法及び金融規制の各分野において講じるべき措置を、「FATF勧告」として示している。また、参加国における勧告の遵守の徹底のため、順次、各国に審査団を派遣して相互審査を実施しており、我が国に対しても平成20年に３回目の審査が実施され、令和元年には、４回目の審査が実施される予定である。

警察庁では、全体会合等に職員を派遣し、マネー・ローンダリング対策等のための新たな枠組み作りに向けた議論に積極的に参画している。

（2）APGの活動と警察庁の参画状況

APGは、アジア・太平洋地域のFATF非参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策等を強化・促進するために設置された機関であり、マネー・ローンダリング対策等に取り組む国・地域に対する支援等を行っている。平成30年末現在、我が国を含む41の国・地域が参加している。警察庁では、年次会合等に職員を派遣し、最新のマネー・ローンダリングの手口・傾向等についての議論に参画している。

（3）エグモント・グループの活動と警察庁の参画状況

エグモント・グループは、各国のFIU間の情報交換、研修、専門知識に関する協力等を目的として設置された機関であり、平成30年末現在、我が国を含む159の国・地域のFIUが参加している。警察庁では、年次会合及び作業部会にそれぞれ職員を派遣し、FIU間の情報交換に係る行動規範等に関する議論に参画している。

（4）外国のFIUとの情報交換

国境を越えて行われるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を発見するためには、各国のFIUが保有する情報の積極的な交換が必要であることから、国家公安委員会は、外国のFIUとの連携を強化し、活発な情報交換を実施している。

また、平成30年末現在、104の国・地域のFIUとの間で情報交換のための枠組みを設定している。

モロッコFIUとの情報交換枠組みの設定

注１：Financial Action Task Force（金融活動作業部会）の略
　２：Asia/Pacific Group on Money Laundering（アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ）の略

警察活動の最前線

オールジャパンで薬物汚染を防ぎます！

岡山県警察本部刑事部組織犯罪対策第一課薬物第二係
（現　岡山県警察本部刑事部組織犯罪対策第一課薬物銃器対策指導係）
石戸（いしと）　康文（やすふみ）　警部補

違法薬物の多くは、海を越えてやってきます。そして、全国各地へとばらまかれます。犯罪組織にしてみれば、都道府県警察の管轄や県境など関係ありません。私たちは治安のプロ、そして薬物犯罪捜査のプロとして、「日本を薬物汚染大国にしてなるものか」という信念の下、他の都道府県警察に加え、税関、海上保安庁、麻薬取締部等の関係機関と一致団結し、『オールジャパン』の精神で犯罪組織と戦っています。

私は今までに、数多くの薬物乱用者と接する中で、幻覚や幻聴による異常な言動を目の当たりにし、切ない思いをたくさんしてきました。数年前、ある薬物乱用者の女性を逮捕するべく、同行を求めたときのことです。事情を知らない娘が、女性に、「お母さん、明日の朝早いけど、お弁当よろしくね」と言葉を掛けました。女性は、娘の方を見ることなく、「分かった。明日早いんなら、今日は早く寝なさいよ」と言葉を返しました。女性の目には涙が浮かんでいました。

薬物は、乱用者の心も体も破壊し、間違いなく人を不幸にします。「被害者」となるのは乱用者自身であり、そして最愛の家族です。私は今後も、違法薬物の供給源を絶つことによって、不幸な人や家族をなくすことを目指し、オールジャパンの精神で薬物犯罪捜査に取り組んでいきます。

犯罪組織の壊滅に向けて

沖縄県警察本部刑事部組織犯罪対策課犯罪収益対策係
黒島（くろしま）　隆（たかし）　警部補

私は、長年盗犯事件の捜査に携わってきましたが、平成30年の春、初めて犯罪収益対策係に配属されました。それ以降、犯罪によって得られた収益を剥奪し、暴力団や暴力団とのつながりが疑われる犯罪組織を壊滅に追い込むために日々奮闘しています。

事件は、新米の犯罪収益対策担当刑事を待ってくれません。

犯罪収益の移転防止、マネー・ローンダリング・・・。慣れない用語を目にして不安に感じていた配属当初、犯罪組織が絡んだ「ヤミ金事犯」が発生し、関係先の捜索を行いました。その結果、差し押さえた押収品から犯罪収益金が第三者の口座に入金されていることを確認しました。

被疑者は、不法に得た収益を巧みに隠匿し、検挙を逃れようとしましたが、刑事としての長年の経験を生かしてあらゆる捜査を尽くし、犯罪収益金を発見して適切な没収保全の措置を講じることができました。

さらに、後日、この事件の背後に暗躍する指定暴力団の存在と犯罪収益金の一部がみかじめ料として上納されていたことが判明し、これに関わる暴力団員の逮捕につなげることができたのです。このとき私は、初めて臨んだ事件で犯罪収益金を発見し、没収保全の措置を講じることができただけでなく、事件の背後にある暴力団組織にまで捜査のメスを入れることができ、大きな達成感を得ることができました。

事件は、いつ、どこで、どのように発生するか予測できない中、「事件に正面から向き合うことで必ず解決に導くことができる」と信じ、今後も犯罪収益対策担当刑事として、犯罪組織の壊滅に向けて全力で取り組みます。